

改正

令和3年9月3日告示第95号

鳩山町イメージキャラクター使用規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、鳩山町イメージキャラクター「はーとん」(以下「キャラクター」という。)のデザインを使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** 本規程において用いられる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 商品販売を目的として製造した製品等及びそれに準ずるものをいう。
- (2) 景品商品等の販売促進を目的とした製品及びそれに準ずるものをいう。
- (3) 広告商品や事業等の情報を世間に広く宣伝するものをいう。

(景品・広告宣伝など商品以外を目的とした使用の申込み)

**第3条** 景品・広告宣伝など商品以外の用途でキャラクターのデザインを使用する場合は、鳩山町イメージキャラクター使用(変更)申込書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 新聞、テレビ、雑誌等報道機関が報道目的に使用する場合
- (3) 報道機関以外(機関紙や地域広報紙など)で、町長がその使用目的を前号に準ずるものと認めた場合
- (4) その他町長が別に定めた場合

2 前項による使用申込の目的が、町のPRに寄与すると認めるときは、鳩山町イメージキャラクター使用(変更)承認書(様式第2号)を交付するものとする。

(商品の製造及び販売を目的とした使用承認の申請)

**第4条** 商品の製造及び販売を目的としてキャラクターのデザインを使用しようとする者(以下「使用者」という。)は、鳩山町イメージキャラクター商品使用(変更)承認申請書(様式第3号)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。使用承認の内容について変更しようとする場合も同様とする。

(使用承認基準)

**第5条** 町長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、審査の結果、当該使用が町のPRに寄与すると認めるときは、鳩山町イメージキャラクター商品使用（変更）承認書（様式第4号）を交付するものとする。

2 キャラクターのデザイン使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長はこれを承認しないものとし、鳩山町イメージキャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第5号）を交付するものとする。

- (1) 鳩山町のPRという趣旨に反すると認められる場合
- (2) 鳩山町の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されると認められる場合
- (4) 特定の個人又は団体の売名に利用されると認められる場合
- (5) 不当な利益を得るために利用されると認められる場合
- (6) 鳩山町の事業又は町長の認めた関連事業を推進する上で支障となると認められる場合
- (7) キャラクターのデザインの正しい使用方法に従って使用しないと認められる場合
- (8) 法令及び公序良俗に反すると認められる場合
- (9) その他、承認することが不相当と認められる場合  
(使用承認後の手続)

**第6条** 商品の製造及び販売を目的として使用承認を受けた者は、商品の発売前に、商品の完成品を町長に提出するものとする。ただし、製品の性質上の理由などで、完成品を提出することが困難な場合は、協議の上、イメージデータの提出等に替えることができる。

(使用上の遵守事項)

**第7条** 使用者は、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途のみに使用し、町長の指示するデザインマニュアルに従うこと。
- (2) キャラクターのイメージ、信用性等を損うことがないよう適正に使用するとともに、安全性、品質についても十分な配慮をすること。
- (3) JAS法、景品表示法、食品衛生法、その他各種法令を遵守すること。
- (4) 当該使用に係る物件の使用にあたり、事故等が発生しないよう万全の配慮を行うこと。当該使用に係る物件を原因とする事故に対しては、町長は一切の責任を負わない。

(使用の取消し)

**第8条** 町長は、キャラクターのデザインが使用承認基準及び承認内容に違反していると認められる場合は、使用条件を変更し、又は使用承認を取り消すことができる。

- 2 前項の取消しは、鳩山町イメージキャラクター使用承認取消通知書（様式第6号）をもって行う。
- 3 町長は、第1項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る別件の使用停止及び回収を求める等、適切な措置をとることができる。
- 4 町長は、承認を得ずにキャラクターのデザインを使用している者、又は使用しようとしている者に対して、その物件の使用停止及び回収を求める等、適切な措置をとることができる。
- 5 取消し等に伴う使用物件の回収費等は、使用者の負担とする。

（使用料等）

**第9条** 使用承認を受けた者に対するキャラクターの使用料は無料とする。

（損失補償等の責任）

**第10条** 町長は、キャラクターのデザインの使用に係る損失補償等について一切の責任を負わない。

（その他）

**第11条** この規程に定めるもののほか、取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則（令和3年9月3日告示第95号）

（施行期日）

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この告示の施行の際、改正前の鳩山町イメージキャラクター使用規程の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。